

沖縄県外来種対策指針



概要

外来種から沖縄の自然と文化を守るために

沖

縄県を含む琉球列島は、多くの島々から成り、日本のなかでも生物多様性の高い地域です。海で隔てられたことによって、島の生物は独自の進化を遂げ、ヤンバルクイナやイリオモテヤマネコなど数多くの固有種が誕生しました。また、沖縄県の植物は、面積当たりの種数が日本本土の45倍ともいわれています。

一方、沖縄県のような島しょの生態系は、外来種の侵入などの環境の変化に対して脆弱です。すでに多くの外来種が沖縄県に侵入・定着し、その一部は生態系に大きな影響を及ぼしています。

外来種とは、人間活動によって本来の生息地以外に持ち込まれた生き物のことです。外来種は他の生き物を食べたり、住む場所を奪ったりすることで、侵入した地域の生態系にさまざまな影響を及ぼします。また、毒をもった外来種が人を刺すなどの健康被害や、畑を荒らすなど農林水産業への影響もあります。

こうした外来種の対策を総合的・効果的に推進する方針を示し、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するとともに、沖縄県の生物多様性を保全するため、平成30年6月に「沖縄県外来種対策指針」が策定されました。

やんばる地域の固有種ヤンバルクイナ
マンダースの影響で生息数が減少した



沖縄県外来種対策指針

指針の目的

沖縄県の生物多様性を保全していくためには、外来種による生態系や人の生命・身体、農林水産業への影響を最小限に抑えることが必要です。この指針は、沖縄県の特性と現状を踏まえた総合的な対策を実施するための方向性を示すことを目的としています。

目指す将来像

沖縄県への侵略的外来種の侵入が予防され、すでに定着している侵略的外来種については対策が実施され、外来種による生態系等への影響が最小限に抑えられ、人の生命・身体、農林水産業への被害が防止されるとともに、生物多様性が保全されている。

実施する施策

- ◆ 対策を行う外来種のリストを作成し、優先順位を決定します。
- ◆ 行動計画を策定します
- ◆ 重点対策種に対して、防除を中心とした対策を実施します
- ◆ 重点予防種の定着を防止するための対策を実施します
- ◆ 産業管理外来種の適切な管理を促すための啓発を行います
- ◆ 外来種対策の普及活動と認知度調査を実施します
- ◆ 対策を行うための体制を構築します

指針が対象とする外来種

この指針では、国外からの外来種だけでなく、国内や県内からの外来種も対策の対象とします。

1 国外からの外来種

国外から持ち込まれた生物は、生態系に大きな影響を及ぼすことがあります。



1910年に沖縄島に導入されたマンゲース
在来種を捕食して生態系に影響を与える

2 国内(県外)からの 外来種

国内の生物であっても、県外から持ち込まれた生物は、生態系に影響を及ぼすことがあります。



九州などから導入されたニホンイノシシ
ウミガメの卵などを捕食し生態系に影響を与える

3 国内(県内の別の島) からの外来種

沖縄県では島ごとに独自の生態系が成立しており、たとえ県内であっても、別の島から持ち込まれた生物は、生態系に影響を及ぼすことがあります。



八重山地域に生息するヤイヤマセマルハコガメ
宮古島や沖縄島で移入個体が見つかる
リュウキュウヤマガメとの交雑が確認されている

対策の方針

1 対策基盤の整備

外来種対策を効果的に推進していくためには、以下のような対策の基盤が不可欠です。

- ① 県民の外来種問題への理解
- ② 外来種に関する情報
- ③ 外来種対策に関わる人材

これらの基盤を整備する取組を進めます。



住民参加型のツルヒヨドリ駆除作業
県民の外来種への理解を深めるため、地域住民も
参加したツルヒヨドリの駆除を行った

2 侵入の防止(予防)

外来種対策で最も重要な取組は、外来種を本県に侵入・定着させない予防の取組です。沖縄県に侵入する外来種には、「人間が意図的に導入する外来種」と「物資に混入するなど意図せず導入される外来種」があります。それぞれに応じた予防対策を実施することで、侵略的な外来種の侵入を防止します。



ヒアリの侵入監視モニタリング
ヒアリ侵入を監視するため、港湾周辺でトラップ
によるモニタリングを実施している

3 防除の推進

すでに県内に侵入・定着している外来種のうち、生物多様性への影響が大きいと考えられる種については、捕獲等による防除を実施します。外来種の防除では、基本的には外来種の個体数をゼロにする根絶を目指しますが、技術的・経済的に根絶が困難と予想される場合は、分布の拡大を制御するなどの被害低減を目指した取組を実施します。



探索犬によるマンゲースの探索
やんばる地域からのマンゲースの排除を目指して
捕獲による防除事業を実施している

沖縄県では、県内への定着状況、生態系等への影響を考慮して、沖縄県対策外来種リストを策定しました。令和元年7月現在、特に対策が必要なものとして、重点対策種14種、重点予防種6種、産業管理外来種3種が指定されています。

ノイヌ

野生化したイヌ。もともとはペットや猟犬、もしくはその子孫。ヤンバルクイナなどの希少種を含む在来動物に大きな影響を与えていると考えられており、人を襲うこともある。



アメリカハマグルマ

緑化用に導入された植物。繁殖力が強く、県内各地で繁茂しており、他の植物の生育環境を奪っている。根や茎から再生するので、駆除する場合には根ごと抜き取り、抜き取った植物体を放置せず確実に処分する必要がある。

タイワンハブ

1970年代～1990年代に、ヘビのショーや酒用として大量に輸入されていた。現在は特定外来生物に指定されており、原則輸入は禁止されている。ハブの仲間なので毒があり、人が咬まれることもある。名護市周辺で増えており、民家周辺ではハブよりタイワンハブが捕獲されることの方が多い。ハブより小型で、模様が異なる。在来動物の捕食や在来ヘビとの競合、在来ハブとの交雑も懸念されている。



コウライキジ

中国東南部・朝鮮半島原産。首に白い部分があるのが特徴。本州～九州では、在来のキジとの交雑が問題になっている。もともとキジのいない沖縄県では農業被害が問題になっているほか、在来の鳥との競合も懸念されている。



影響が大きく、重点的に対策

ツルヒヨドリ

英語で「Mile-a-minute-weed」(1分で1マイル広がる雑草)の異名を持つ植物。つる性で成長が非常に早く、他の植物に覆いかぶさるように繁茂する。日本では、1984年に沖縄県うるま市で初めて確認され、分布が広がっている。駆除する場合には、根ごと抜き取り、放置せず確実に処分する必要がある。特定外来生物。



インドクジャク

広げた尾羽が美しく、丈夫で飼いやすいため、観賞用として飼育されることが多い。石垣島や小浜島、黒島など八重山諸島で野生化しており、飼育個体が逃げ出したと考えられている。西表島でも確認されたことがある。在来の昆虫や爬虫類、小鳥類への影響が懸念されている。

サイカブト

「タイワンカブト」とも呼ばれる。外来種として世界各地に定着しており、ヤシ類の害虫として知られている。沖縄でも県内各地に侵入しているが、特に大東諸島においては、ダイトウオオコウモリなどの希少生物の生息にとって重要なヤシ科のダイトウビロウに影響を与えている。





オオヒキガエル

8～15cmの大きなカエル。動きは鈍いが強い毒があり、本種を食べたイヌが死んでしまうこともある。そのため、本種を食べるヘビや鳥などの在来動物への影響が心配されている。また昆虫をはじめとするさまざまな小型動物を捕食する。石垣島や大東諸島で野生化しており、西表島でも目撃例がある。定着した場合、イリオモテヤマネコ等への影響が懸念される。特定外来生物。

フイリマンゲース

一般に「マンゲース」と呼ばれることが多い。ハブ退治等のために持ち込まれたが、実際はハブより簡単に捕まえらるるヤンバルクイナなどを襲い、絶滅の危機に迫りやっている。県内ではいくつかの島に持ち込まれたが、現在でも確認されているのは沖縄島のみ。沖縄島北部では駆除が進んでおり、野生動物も回復し始めている。



点 寸 種



ノネコ

野生化したネコ。もともとは逃げ出したか捨てられたペット、もしくはその子孫。やんばるでは、ヤンバルクイナなどの希少な動物を襲うこともある。西表島では、イリオモテヤマネコへのネコエイズの感染も心配されている。



ニホンイノシシ (イノブタを含む)

本州～九州原産のニホンイノシシやイノブタ(イノシシとブタの雑種)が、県内各地に持ち込まれ野生化しており、在来のリュウキュウイノシシとの交雑が疑われている。リュウキュウイノシシが生息していない慶良間諸島では農業被害が問題になっており、在来の両生類などへの影響が懸念されている。

ニホンイタチ

ネズミ駆除等の目的で宮古島や座間味島などに持ち込まれたが、希少な爬虫類などを食べてしまうことが問題になっている。もともとは本州～九州に生息する日本固有種。本来の生息地では、外来のチョウセンイタチによって減少している。



グリーンアノール

きれいな緑色のトカゲだが、状況によって色が変わり、茶色い場合もある。オスはデュラップと呼ばれるピンク色ののど袋をもち、求愛や威嚇のために扇状に広げる。デュラップは普段はたたまれており見えない。沖縄県では、1989年に沖縄島で初めて確認され、現在では座間味島にも定着している。小笠原諸島では数々の固有昆虫を絶滅の危機に迫りやっているとされており、沖縄でも同様の被害が生じることが心配されている。特定外来生物。

タイワンスジオ

無毒のヘビだが、日本産のどのヘビよりも大型になり、普通は全長2mを越え、最大2.7mにも達する。沖縄島中部に生息しており、分布は拡大している。このままやんばるに達すると、ヤンバルクイナなどの希少種を含むさまざまな在来動物に影響を与えることが懸念されている。特定外来生物。



対策を実施する外来種



セアカゴケグモ

オーストラリア原産の毒グモ。咬まれると強い痛みが生じ、嘔吐や動悸、発汗などを伴うこともあるが、攻撃性は高くはない。1995年に大阪府で日本で初めて確認され、現在では国内に広く分布する。沖縄県では1996年に米軍施設内のコンテナで確認されているが、定着は確認されていない。特定外来生物。

ヒアリ

2017年、日本で初めて兵庫県で確認された。その後も各地で見つかるが、定着は確認されていない。働きアリは2.5~6mmで、ひとつの巣にさまざまな大きさの働きアリがいる。大きいもので高さ40cmほどのドーム型のアリ塚を形成する。巣を刺激すると集団で襲いかかり、おしりの毒針で刺されると激痛とともに赤くはれあがる。ごくまれだが、アナフィラキシーショックを起こし、命に関わることもある。攻撃性が高く、小型のほ乳類などを捕食することもある。特定外来生物。



アカカミアリ

ヒアリと同様に毒針を持つが、ヒアリより毒性は弱い。働きアリは3.5~5.5mmで、大型の個体の中には頭部の巨大化した兵アリがいる。国内では硫黄島にのみ定着し、他のアリ類を駆逐して最優占種になっている。特定外来生物。



アルゼンチンアリ

働きアリは2~3mm。南アメリカ原産だが、関東~中国地方にかけて広く侵入している。ひとつの巣に多数の女王アリが同居し、大集団で移動しながら暮らす。他種のアリの巣を見つけると、巣の中に入り込んで卵や幼虫を食べ全滅させる。毒はない。特定外来生物。



重点予防種

現在、沖縄県には定着していないが、定着した場合影響が大きいと予想されるため、重点的に予防対策を実施する外来種

カミツキガメ

攻撃的で、成長すると40cmほどになる。ペットとして流通していたが、成長して持て余し、捨てられたと思われる個体が各地で見つかる。千葉県印旛沼では定着していると考えられており、沖縄県でも目撃例がある。咬む力が強く、大型個体に咬まれると大怪我につながる。特定外来生物。



アライグマ

動物園で展示されたり、ペットとして日本に持ち込まれた。かわいらしい見た目に反して気性が荒く、飼い切れずに捨てられたものも多かったと考えられている。在来の希少な動物を食べたり、農作物を荒らしたりして問題になっている。特定外来生物。

セイヨウミツバチ

全国的に養蜂に広く利用されている。オオスズメバチなどの天敵の存在により、野生化した事例はあまりないが、沖縄県ではこうした天敵がおらず、希少鳥類であるノグチゲラの巣穴や樹洞での営巣が確認されている。また、送粉能力が高いため、在来のハナバチ類との競合や、在来植物への影響も心配されている。

クロマルハナバチ

オレンジ色のおしりが特徴。セイヨウオオマルハナバチが特定外来生物に指定されたことにより、代替種としてトマト等の授粉に利用されるようになった。本州～九州の在来種だが、沖縄県にはもともと生息しておらず、セイヨウオオマルハナバチと同様、外に逃さない管理が求められる。



産業 管理 外来種



セイヨウオオマルハナバチ

白いおしりが特徴。ハウス栽培のトマトなどの授粉に利用されるが、北海道では逃げ出したハチが野生化してしまい、在来のマルハナバチが減少したとされる。花筒に穴をあけて蜜を吸う「盗蜜」により、在来植物に影響を与えているともいわれている。2006年に特定外来生物に指定され、使用には届出とハウスの適切な管理が必要だが、全国的に管理の不備が指摘されている。

産業等において重要だが、生態系への影響が懸念されるため、適切な管理が必要な外来種

特定外来生物って？

特定外来生物は、外来生物法により、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれのあるものとして指定され、以下のような規制の対象となります。

- ◆ 飼育、栽培、保管及び運搬が原則禁止
- ◆ 輸入が原則禁止
- ◆ 野外へ放つ、植える及びまくことが原則禁止
- ◆ 譲渡し、引渡し、販売が禁止

ペットを捨てないで

沖縄県が重点対策種に指定しているノイヌやノネコは、野生化したイヌやネコのこと。もとをたどれば誰かに飼われていたイヌやネコです。同じく重点対策種のインドクジャクは、観賞用として飼われていたものが逃げ出したといわれています。グリーンアノールの導入経路ははっきりしていませんが、ペットとして流通していました。また、重点予防種のアライグマとカミツキガメも、かつては人気のあるペットでした。小さいうちはいいのですが、気が荒く、大きくなると手に負えなくなることから、捨てられることが少なくなかったと考えられています。

人間に飼われ、捨てられたり逃げ出したりした生き物が、在来の生物を脅かし、ときには絶滅の危機に追いやっています。それを食い止めるために、人間によって駆除されています。

ペットを捨てないでください。ペットが逃げ出さないようにすることも、飼い主の責任です。これから飼おうと思っている人は、最後まで本当に面倒をみることができるのか、よく考えてください。イヌやネコはもちろん、魚も昆虫も、植物も同じです。

沖縄県外来種対策指針

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/gairaisyutaisakushishin.html>

沖縄県対策外来種リスト

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/shizen/hogo/taisakugairaisyu-list.html>

沖縄県外来種対策指針 概要

令和元年(2019年)7月発行

沖縄県環境部自然保護課 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟4階 TEL: 098-866-2243

(制作)一般財団法人沖縄県環境科学センター